

# 遠別町下水道事業経営戦略

平成29年3月

北海道遠別町

## 遠別町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 遠別町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年10月3日(17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非 適 用
処理区域内人口密度	22.9	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1		
処 理 場 数	1		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道使用料は1 <sup>m</sup> 毎の従量料金を採用し、平成19年に改定した178円/ <sup>m</sup> となっている。 今後は消費税増税時に料金の見直しを考えているが、近隣町村の状況や社会情勢など見極め適正な料金設定を検討して行く。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20 <sup>m</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,560 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20 <sup>m</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,560 円
	平成26年度	3,560 円		平成26年度	3,560 円
	平成27年度	3,560 円		平成27年度	3,560 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>m</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>m</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>経済課水道係</p> <p>平成28年度現在、経済課水道係による3人体制で、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、個別排水処理施設整備事業について、それぞれ兼務しながら業務に従事している。 職員給与の予算措置は、簡易水道事業特別会計で1人、下水道特別会計に2人を計上している。</p>
事業運営組織	(経済課) 経済課長、水道係、技術係(兼務)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務を民間委託。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	-

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に策定・公表した「経営比較分析表」を添付。(別紙 経営比較分析表)

## 2. 経営の基本方針

業務の効率化とコスト削減に努め水洗化の促進する。  
遠別浄化センターも供用開始から17年経過し維持管理費も増加傾向であるが、長寿命化計画を策定し設備更新及び維持管理等を進める。  
今後は使用料の減少も考えられるが、一般会計との負担区分を適正化しながら、適正な料金改定を検討する。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

(管渠、処理場等の投資)

- ・汚水管渠 管渠整備 H28
- ・遠別浄化センター 水処理2系の増設更新 H28～H30

(防災・安全対策等の投資)

- ・浸水対策 雨水管渠整備 H28～H35

\* 平成35年度以降は長寿命化計画に基づき、事業の平準化を図りながら施設整備を行う。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

H28～H35の設備及び施設投資は交付金1/2と企業債発行を行う予定により算定基準とし設定した。  
使用料収入は直近5年間の実績が100.3%となっており水洗化率の若干の向上が期待されるが、人口減少等に伴って急激な減収は無いものの横ばいか若干の減少になると予想される。  
今後の増収は見込めない状況のため次期消費増税時は料金の見直しを検討するが、大幅な使用料値上げは難しいと考えており社会情勢や近隣町村の動向など見ながら、当面は使用料収入で賄いきれない費用は基準外繰入で算定する。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

浄化センター維持管理業務の民間委託を継続することにより人件費の削減を図りながら、現在の職員数を維持する。

動力費や薬品費等は年々増加傾向にあるが、適正な施設運用に努め費用の抑制を図ると共に、老朽化する機器等の状況を確認しながら修繕計画を策定し、修繕費の平準化と機器等の延命を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	-
投資の平準化に関する事項	長寿命化計画で平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	-
その他の取組	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	次期消費増税に使用料の改定について検討する。
資産活用による収入増加の取組について	-
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は単年契約で民間委託しているが、今後は複数年や包括的民間委託等の検討を進める。
職員給与費に関する事項	現状を維持する。
動力費に関する事項	平成31年以降、2系の増設工事が完了し運転が開始されることから、動力費は増加が見込まれている。効率的に施設を稼働させることにより経費の削減を図る。
薬品費に関する事項	薬品の選定作業を行い効果的な薬品を使用することで薬品費の抑制を図っている。薬品は単価契約により必要分のみの購入としている。
修繕費に関する事項	老朽化に伴い修繕費も増加することが見込まれるが、機能診断調査等を定期的を実施することにより、修繕計画を策定し費用の平準化と機器の延命を図る。
委託費に関する事項	現在、主に単年契約となっている民間委託業務について、複数年や包括的民間委託等検討する。
その他の取組	コンポスト施設に係る下水道汚泥緑農地還元を継続し、発生汚泥処理費の軽減を図る。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	決算終了毎に収支計画等の更新を行い、5年を目処に見直しを行う。
---------------------	---------------------------------

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算 見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	83,966	81,463	73,938	74,448	75,819	76,598	76,210	76,655	75,386	76,335	75,997	75,824	
		(1) 営 業 収 益 (B)	41,419	36,472	35,213	34,929	34,616	34,293	33,916	33,550	33,194	32,833	32,487	32,139
		ア 料 金 収 入	29,508	29,452	29,423	29,393	29,364	29,334	29,305	29,276	29,246	29,217	29,188	29,159
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	11,911	7,020	5,790	5,536	5,252	4,959	4,611	4,274	3,948	3,616	3,299	2,980
		(2) 営 業 外 収 益	42,547	44,991	38,725	39,519	41,203	42,305	42,294	43,105	42,192	43,502	43,510	43,685
		ア 他 会 計 繰 入 金	42,547	44,991	38,725	39,519	41,203	42,305	42,294	43,105	42,192	43,502	43,510	43,685
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	82,721	79,975	71,046	70,712	69,172	69,362	68,435	67,449	66,562	65,739	64,351	63,079	
		(1) 営 業 費 用	54,038	50,905	45,092	45,364	46,013	46,974	47,074	47,109	47,010	47,345	47,212	47,268
		ア 職 員 給 与 費	16,555	13,393	7,403	7,850	8,350	8,850	8,850	8,850	8,850	8,850	8,850	8,850
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	37,483	37,512	37,689	37,514	37,663	38,124	38,224	38,259	38,160	38,495	38,362	38,418
		(2) 営 業 外 費 用	28,683	29,070	25,954	25,348	23,159	22,388	21,361	20,340	19,552	18,394	17,139	15,811
ア 支 払 利 息		23,025	21,542	19,177	18,548	16,244	15,336	14,261	13,220	12,211	11,184	10,204	9,217	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	5,658	7,528	6,777	6,800	6,915	7,052	7,100	7,120	7,341	7,210	6,935	6,594		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,245	1,488	2,892	3,736	6,647	7,236	7,775	9,206	8,824	10,596	11,646	12,745		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	138,056	371,740	197,027	257,356	263,989	113,794	168,903	169,058	119,236	125,905	82,610	82,582	
		(1) 地 方 債	44,000	98,100	85,800	105,000	101,600	46,500	56,100	55,000	31,000	37,100	19,000	22,000
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	35,000	38,000	35,000	28,000	22,000	18,000	15,000	14,000	14,000	15,000	19,000	22,000
		(2) 他 会 計 補 助 金	84,454	209,190	52,566	64,126	68,439	38,214	71,143	72,468	70,666	66,205	63,110	60,082
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	9,029	63,617	58,039	87,600	93,350	28,500	41,100	41,050	17,050	22,100		
		(6) 工 事 負 担 金	573	833	622	630	600	580	560	540	520	500	500	500
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	139,198	372,484	202,697	261,092	270,636	121,030	176,678	178,264	128,060	136,501	94,256	95,327	
		(1) 建 設 改 良 費	18,058	123,811	109,372	167,600	177,000	57,000	82,200	82,100	34,100	44,200		
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	121,140	248,673	93,325	93,492	93,636	64,030	94,478	96,164	93,960	92,301	94,256	95,327
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,142	△ 744	△ 5,670	△ 3,736	△ 6,647	△ 7,236	△ 7,775	△ 9,206	△ 8,824	△ 10,596	△ 11,646	△ 12,745		

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	103	744	△ 2,778									
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	2,931	3,034	2,778									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,034	3,778										
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	1,000	1,000										
実質収支	黒字 (P)	2,034	2,778										
(N)-(O)	赤字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	41.2	24.8	45.0	45.3	46.6	57.4	46.8	46.9	47.0	48.3	47.9	47.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	41,419	36,472	35,213	34,929	34,616	34,293	33,916	33,550	33,194	32,833	32,487	32,139
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	1,306,307	1,254,447	1,225,882	1,237,618	1,245,684	1,198,521	1,160,531	1,121,031	1,055,814	998,955	925,653	831,398

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		54,233	51,956	38,725	39,519	41,203	42,305	42,294	43,105	42,192	43,502	43,510	43,685
うち基準内繰入金		54,233	45,233	38,725	39,519	41,203	42,305	42,294	43,105	42,192	43,502	43,510	43,685
うち基準外繰入金			6,723										
資本的収支分		84,454	209,190	52,566	64,126	68,439	38,214	71,143	72,468	70,666	66,205	63,110	60,082
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		84,454	209,190	52,566	64,126	68,439	38,214	71,143	72,468	70,666	66,205	63,110	60,082
合計		138,687	261,146	91,291	103,645	109,642	80,519	113,437	115,573	112,858	109,707	106,620	103,767

# 経営比較分析表

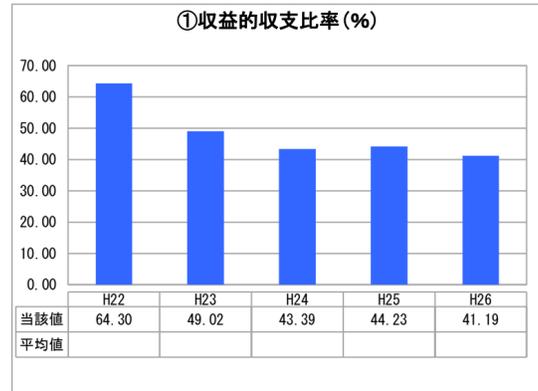
北海道 遠別町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	80.38	95.24	3,560

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,901	590.80	4.91
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,303	0.99	2,326.26

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成26年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



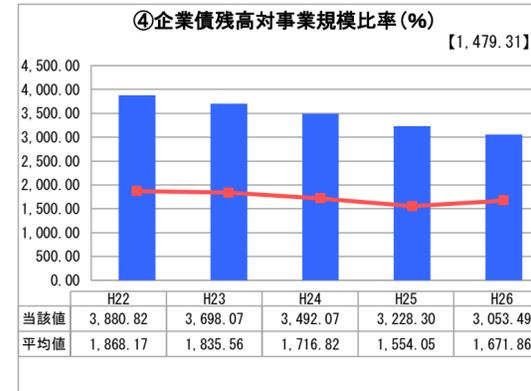
「単年度の収支」



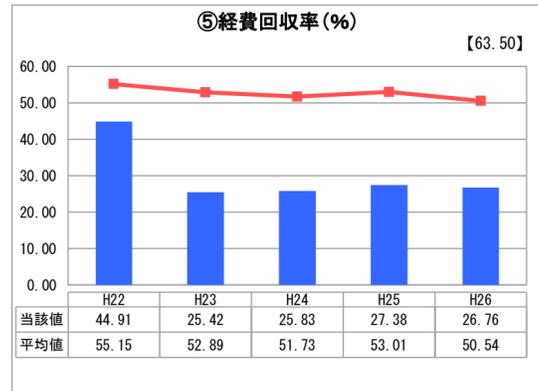
「累積欠損」



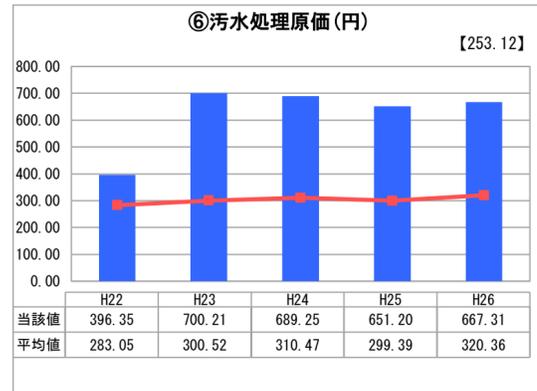
「支払能力」



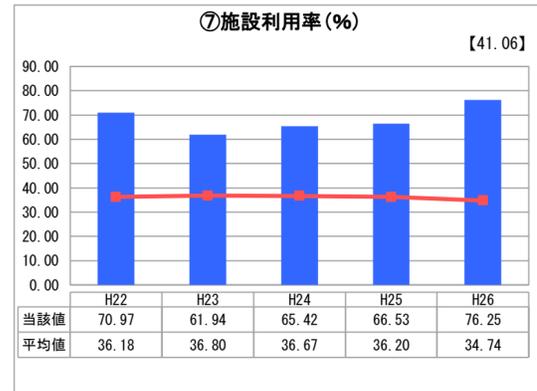
「債務残高」



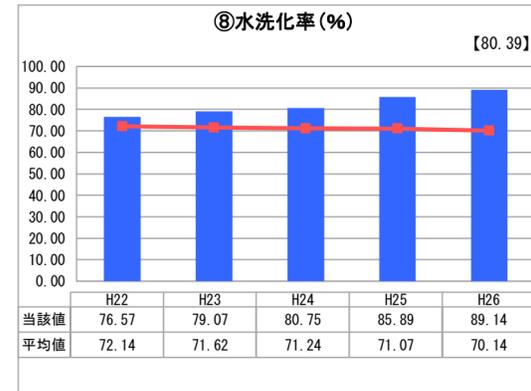
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

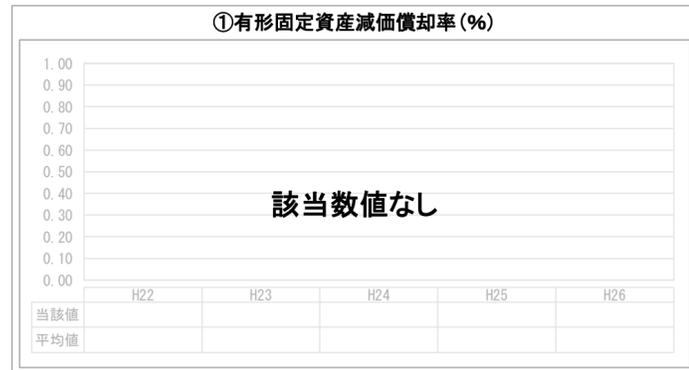


「施設の効率性」

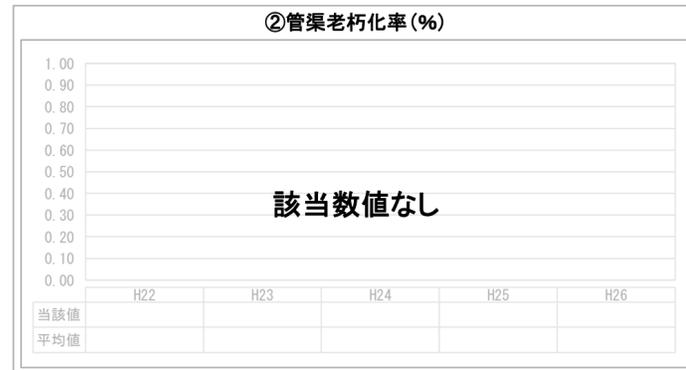


「使用料対象の捕捉」

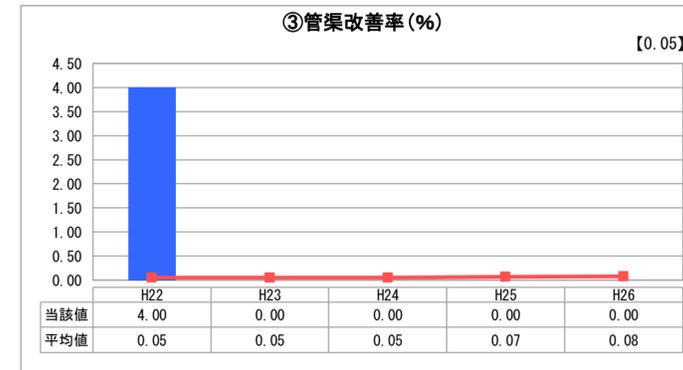
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

下水道使用料は、平成19年に改定後、実質的な料金の改定は行っておらず、一般会計からの繰入金で不足分を賅っている状況である。  
 処理施設は、平成12年より供用開始されており15年以上経過しているため、今後、維持管理コストが増加し、効率性は低下すると思われる。

### 2. 老朽化の状況について

処理施設については、使用開始より15年以上が経過しており、現在、長寿命化計画に基づき設備等の改築を行っている。  
 管渠については、耐用年数まで数十年あり、今後しばらくは改善の必要性はないと思われる。

## 全体総括

下水道使用料の増額改定の検討、建設費に係るコスト及び維持管理経費の削減を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。